

中山間地域等一覽

中山間地域等						
特別地域加算対象地域 (以下地域に所在する事業所は、15%加算)			特別地域加算対象地域以外の中山間地域等 (以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)			
(合併前市町村名)	(旧市町村名)	指定法令	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	(地区名)	指定法令
頓原町 (全域)	(志々村) (頓原町)	○山村振興法第7条第1項	該当なし			
赤来町 (全域)	(来島村) (赤名村) (谷村)					
従来どおり						

飯南町

該当なし

※事業所の通常の事業実施地域を越えて上記地域に居住する者へサービスを提供した場合は、さらに5%加算